

## 仕様書

- 1 業務名 第3次飯塚市男女共同参画プラン策定支援等業務委託
- 2 履行場所 飯塚市 地内
- 3 履行期間 (1) アンケート調査業務 (令和7年度)  
契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで  
(2) 計画策定業務 (令和8年度)  
契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 業務目的

飯塚市における男女共同参画、女性活躍、DV対策、及び困難な問題を抱える女性の現状と課題について整理・分析等を行い、国、県、及び県内市町村の動向を踏まえたうえで、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とする第3次飯塚市男女共同参画プラン（以下「次期計画」という。）を策定する。

また、次期計画の策定に向け、市内に居住する市民の男女共同参画に関する意識調査、市内事業所における女性の労働状況に関する調査を実施し分析を行う。

※男女共同参画社会基本法に定める次期計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づく市町村計画を兼ね備えた計画であることに留意すること。

### 5 業務内容

- (1) アンケート調査業務 (令和7年度)

#### 【市民意識調査等業務】

- ①調査対象：市内の18歳以上の男女比率に伴う無作為抽出による調査
- ②標本数：3,000サンプル
- ③業務内容：男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査票の仕様は、前回の調査（令和3年度）を参考に男女共同参画、女性活躍、DV対策、困難な問題を抱える女性に関する意識、実態、要望、自由意見の設問等（A4両面印刷20ページ程度）とし、飯塚市男女共同参画推進委員会（以下、「参画推進委員会」という。）の意見を踏まえ、発注者と協議し作成すること。

※参考として前回の調査様式を公表するので、これを踏まえて検討すること。

### 【女性の労働状況に関する事業所調査等業務】

①調査対象：市内で5名以上の従業員を雇用している事業所から抽出

②標本数：1,000 サンプル程度

③業務内容 働く女性の労働状況に関する調査の実施

調査票の仕様は、前回の調査（令和3年度）を参考に従業員の雇用管理、女性の管理職登用等、市内事業所の女性活躍推進の取組状況の他、セクハラに対する防止対策、産休・育休・介護休暇制度、ワーク・ライフ・バランス等に関する設問等（A4 両面印刷 20 ページ程度）とし、参画推進委員会の意見を踏まえ、発注者と協議し作成すること。

※参考として前回の調査様式を公表するので、これを踏まえて検討すること。

### 【共通事項：市民意識調査等業務、女性の労働状況に関する事業所調査等業務】

①業務内容

ア 基礎データ等の収集・整理

計画に関する国、県、飯塚市及び県内自治体等の基礎的データを収集、整理するとともに、現行の関連施策の整理、関連計画の把握等を行う。

イ 会議支援（参画推進委員会への支援）

会議に出席し、会議資料作成、会議録作成等の会議運営支援を行う。会議支援回数は5回程度とする。

令和7年度会議支援の概要（予定）

- ・市民意識調査、女性の労働状況に関する事業所調査に関する設問について（1回目）
- ・市民意識調査、女性の労働状況に関する事業所調査に関する設問について（2回目）
- ・市民意識調査、女性の労働状況に関する事業所調査に関する設問の最終説明
- ・市民意識調査、女性の労働状況に関する事業所調査に関する調査結果について
- ・市民意識調査、女性の労働状況に関する事業所調査に関する調査結果最終報告

ウ アンケート調査票の作成

前述の市民意識調査等業務、女性の労働状況に関する事業所調査等業務についての仕様を基本とするが、より適切な調査項目があれば提案すること。

エ 調査票の印刷及び発送等

（ア）調査票の印刷、発送用封筒（角2）・返信用封筒（長3）の準備、封入封緘、宛名ラベル貼付（宛名ラベルシールは発注者が作成）を行い速やかに発送すること。なお、郵送料は受注者が負担すること。

（イ）Web 調査（インターネットを利用した調査）の実施

回答の際、Web 回答方式も選択できるよう、Web 調査用の回答フォームを作成し、調査票には二次元コードを掲載すること。

(ウ) 調査対象者への礼状兼協力依頼（はがき）の発送等

調査対象者全員（全社）に送付する礼状兼協力依頼はがきの準備、はがきの作成、印刷、宛名ラベル貼付（宛名ラベルシールは発注者で作成）を行い速やかに発送すること。なお、郵送料は受注者が負担すること。

(エ) 調査票の回収率は、郵送によるものは40%、Webによるものは5%と想定しているが、アンケート調査回収率を向上させる方策があれば提案すること。

オ 調査結果の集計・分析

回答者より寄せられた自由意見については、回答内容を整理、分類しデータ化すること。

調査結果については、集計・分析（クロス集計）を行うこととし、分析については男女共同参画関連分野の専門知識をもつ学識者等を配置し、結果の総括まで行うこと。

また、より適切な集計、分析があれば提案すること。

カ 調査報告書及び概要版の作成

報告書については調査結果からみられる飯塚市の特徴や課題等を分析し、次期計画の見直しの指針となるような内容を盛り込むこと。

また、調査報告書の内容を要約した概要版の原稿を作成すること。市民に周知するという目的を勘案し、市民目線でわかりやすく作成すること。

キ 調査結果の次期計画への反映について

調査結果と国・県の男女共同参画を取り巻く動向を踏まえ、飯塚市にて想定される取組や今後のポイントについて整理し、次期計画へ反映させること。

②成果品

ア 市民意識調査報告書 2部（A4版 160ページ程度 1色濃淡）

イ 女性の労働状況に関する事業所調査 2部（A4版 130ページ程度 1色濃淡）

ウ 市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査概要版 各1部（A4版 6ページ程度 三つ折り 1色濃淡）

エ 本業務関連の電子データ一式（Word、Excel 及び PDF を電子記憶媒体に保存したもの）

※ア、イ、ウの作成原稿については、モノクロ印刷時に見やすいものとする。

※成果品納入期限：令和8年3月末日

ただし、令和8年1月末までに版下データを作成し提出すること。

## (2) 計画策定業務（令和 8 年度）

### ①業務内容

#### ア 計画の策定（原案作成）

現行計画（第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン）の進捗状況の評価・分析を行うとともに、アンケート調査業務にて把握された飯塚市の課題や国の大綱、県及び他市の計画等を勘案して、計画を編成し原案を作成する。

作成にあたっては、飯塚市の男女共同参画、女性活躍、DV 対策、困難な問題を抱える女性の現状と課題を考慮し、計画全体の枠組みや優先度の高い対策、効率的な取組のための実施体制について整理するとともに、今後の合理的な進捗管理が実施でき、本計画の効果をわかりやすく把握できる構成とすること。

特に、女性活躍及び困難な問題を抱える女性への支援について、本市の現状に応じた効果的な施策（取組内容等）があれば提案すること。

なお、本計画と同種の計画策定業務の経験のある担当者を配置すること。

#### イ 会議支援（参画推進委員会への支援）

会議に出席し、会議資料作成、会議録作成等の会議運営支援を行う。会議支援回数は 6 回程度とする。

#### ウ 市民意見募集の実施支援

市民意見募集の実施に関する公表資料の作成、提出意見集約や意見対応策の助言、回答素案の作成等の支援を行うものとする。

#### エ 計画書及び概要版の作成

確定した計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成すること。計画の内容は市民に周知するという目的を勘案し、市民目線でわかりやすく作成すること。

### ②成果品

ア 計画冊子 2 部（A4 版 150 ページ程度 1 色濃淡 表紙マットコート紙カラー 90K、本文上質紙 70K ）

イ 計画概要版冊子 500 部（A4 版 8 ページ程度 フルカラー マットコート紙 70K ）

ウ 本業務関連の電子データ一式（Word、Excel 及び PDF を電子記憶媒体に保存したもの）

※アの作成原稿については、モノクロ印刷時に見やすいものとする。

※成果品納入期限：令和 9 年 3 月末日

ただし、令和9年2月末までに版下データを作成し提出すること。

#### 6 協議又は打合せの実施

発注者及び受注者は、契約締結後、監督員及び受注者側担当者を速やかに決定し、詳細な業務スケジュール等について協議するとともに、随時業務を円滑に実施するための打ち合わせを行うこと。

#### 7 データの帰属

業務の処理に係るデータは発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくほかに公表・貸与・使用してはならない。また著作権のあるものを転載する場合は、発注者に許可を得たうえで利用すること。

#### 8 秘密の保持・データの保管等

業務上知り得た個人情報等の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記仕様書」を遵守すること。秘密に属するデータは、紛失、漏洩等事故が発生しないように適正に管理しなければならない。

なお、データの保管等にあって事故が発生した場合は、速やかに発注者へ報告すること。また、全ての業務完了後は適正な方法により速やかに廃棄処分とすること。

#### 9 検査

受注者は発注者の指定する検査員の検査を受け、適合しない場合は速やかに修正し、指定期日までに納入しなければならない。

また、成果品に受注者による誤りや不備が発見された場合は、委託業務完了後であっても、社会通念上認められる範囲で、発注者が必要と認める訂正、補足その他必要な作業を受注者の責任において無償で行うものとする。

#### 10 契約及び支払方法

契約については、「アンケート調査業務」は令和7年度中に、「計画策定業務」は令和8年度中に契約を行うものとする。

支払方法については、各契約の業務完了後、受注者からの正当な請求に基づき、請求書受理後30日以内にそれぞれ支払うものとする。

#### 11 その他

本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。